

公益社団法人向島法人会 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人向島法人会（以下本会という）の定款第37条及び同第48条に基づき、この法人が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において掲げる次の寄付金用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄附金

本会員を含む一般社会に、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金

(2) 特定寄附金

本会員を含む一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金

(3) 特別寄附金

前各号のほかに、個人または団体から用途を定めて受領する寄附金

2 前項寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金)

第3条 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を本会定款第4条に定める公益目的事業に使用しなければならず、残額については、法人会計に充てることができる。

(特定寄附金)

第4条 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、本会定款第4条に定める公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めるものとする。

この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

2 特定寄附金を募集するときは、募集の趣旨若しくは目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金計画書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

3 特定寄附金を募集するときは、募金計画書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

4 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金計画書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後にこれを交付することができる。

(特別寄附金)

第5条 特別寄附金は、寄付者から資金用途及び寄付金の管理運営方法について条件が付されているときは、その受領及び取扱いについて理事会の承認をもとめなければならない。

2 寄附金が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、理事会の承認を得て当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人または団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因して、本会が著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、本会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本会が受け入れるには社会通念上不適當と認められる場合

(受領書)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書、礼状及び第4条2項による募金計画書を寄付者に送付するものとする。

2 前項及び特別寄附金の受領書には、本会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(報告)

第7条 特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄付金総額、用途予定その他必要な事項を記載

する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(資料の備置き)

第8条 本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5号各号に定める事項について、事務所への備置きを講じるものとする。

(情報管理)

第9条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(その他)

第10条 本規定に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

(改廃)

第11条 本規定の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議を持って行う。

附則

- 1 この規定の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規定は平成26年5月28日より施行する。

